

我孫子市公募型ネーミングライツ・  
パートナー募集要項



## 目次

1	募集の目的	1
2	対象施設	1
3	応募資格	1
4	募集概要	1
5	愛称について	2
6	ネーミングライツ・パートナーのメリット	2
7	費用負担	2
8	看板等設置に係る留意事項	3
9	応募の手続	3
10	ネーミングライツ・パートナーの選考方法	4
11	ネーミングライツ・パートナーの選考基準	5
12	契約の締結、公表等	5
13	ネーミングライツ料の支払い時期	5
14	ネーミングライツの更新	5
15	契約の変更	6
16	契約の解除	6
17	知的財産権	6
18	リスクの責任分担	6
19	問合せ先	6

## 1 募集の目的

我孫子市（以下「市」という。）では、市が所有する施設等の運営・維持管理に充てる新たな財源を確保し、安定的な施設等の運営を行うとともに施設等の魅力を高めることにより、地域の活性化を図ることを目的として、市が所有する施設等に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、対価を支払って取得することができるネーミングライツ・パートナーを募集します。

## 2 対象施設

対象施設は、市ホームページ（「公募型」ネーミングライツ・パートナー募集ページ）に掲載している資料（以下「ホームページ掲載資料」という。）により募集を行っている施設とします。

●ホームページ掲載資料はこちらをご参照ください。

<https://x.gd/RlTe7>



## 3 応募資格

政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体及び以下の（１）から（７）に該当する者を除き、ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。）とします。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- （２）貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- （３）我孫子市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係する者
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者
- （５）市から指名停止措置等を受けている者
- （６）国税及び地方税を滞納している者
- （７）その他ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者

## 4 募集概要

### （１）ネーミングライツ料（参考価格）

対象施設ごとに、ホームページ掲載資料に記載している金額とします。

※ネーミングライツ料は目安となる金額で、これを上回る額または下回る額の応募も可能です。ただし、ネーミングライツ料は審査項目となっていますので、審査の際に評価されます。

※ネーミングライツ料は、金銭だけでなく、施設等で利用可能な製品等の提供や役務

(サービス)の提供等も対象とすることができます。

(2) 契約期間(愛称使用期間)

対象施設ごとに、ホームページ掲載資料に記載している期間とします。

※開始日は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

5 愛称について

(1) 市民に親しまれ、利用者にとってわかりやすいものとします。なお、条例上の施設名称(正式な名称)の変更はできません。

(2) 以下のものは、使用できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- ② 政治活動又は宗教活動に関するもの
- ③ 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- ④ 美観風致を害するもの
- ⑤ 我孫子市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係するもの
- ⑥ 市の業務遂行に支障を及ぼすもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ その他市としての公共性及び品位を損なうもので広告媒体に掲載する広告として適当でないもの

(3) 第三者の商標権等の権利を侵害するおそれのあるものは使用できません。

(4) 必要に応じ、施設名称と併記したり、施設名称のみを使用する場合があります。

(5) 市以外の地域を連想させるようなものは使用できません。

(6) 施設利用者の混乱を避けるため、合併等による商号の変更等やむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更はできません。

6 ネーミングライツ・パートナーのメリット

(1) 愛称が記載された看板等の設置

(2) 市が作成する広報・パンフレット等の印刷物、ホームページ等への愛称の表示

(3) ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツ・パートナーであることの周知

(4) その他、希望する特典(メリット)がある場合は、応募申請書に記入してください。

7 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、双方協議のうえ、契約書等において定めることとします。

区分	費用負担者
市の既存の看板等から愛称が記載された看板等への変更及び新設（既設・新設看板等の維持管理を含む。）	ネーミングライツ・パートナー(※1)
契約期間終了後の看板等の原状回復	ネーミングライツ・パートナー(※1)
契約後に市が作成する広報・パンフレット等の印刷物、ホームページ等への愛称の表示	市(※2)

※1 ネーミングライツ料の他に別途費用とします。

※2 印刷物等の範囲・表示変更時期は、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定します。また、ネーミングライツ・パートナーが希望する時期に表示を変更する場合は、ネーミングライツ・パートナーの費用負担とします。

## 8 看板等設置に係る留意事項

(1) 看板等に表示する内容は愛称とし、文字形態、文字の大きさ、文字色、マークの形状等を含めて提案を受付けることができます。なお、看板等の高さや大きさ、色彩等は、千葉県や我孫子市の条例等で定める基準への適合が必要です。

(参考) 景観法・我孫子市景観条例に基づく届出等について <https://x.gd/XIrQO>

(参考) 屋外広告物 <https://x.gd/7jSGe>

(2) 愛称が記載された看板等の設置箇所は、ホームページ掲載資料に記載の箇所とします。ホームページ掲載資料に記載の箇所以外に設置を希望する場合には、応募申請前に施設所管課へお問い合わせください。設置の可否及び規格・デザインも含めて、市との協議により決定します。

(3) 新たに設置する看板等に関する手続き、安全管理、点検や既存の看板等変更に伴う手続き等については、ネーミングライツ・パートナーが行うものとします。

(4) 敷地外、道路案内標識等の表示変更は市と関係機関と協議のうえ、変更可能なものについてのみ行うものとします。

## 9 応募の手続

### (1) 応募方法

ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）及びネーミングライツ・パートナーの応募に係る誓約書（様式第2号）に必要事項を記入し、次の①から⑤までに掲げる書類を添付の上、持参又は郵便書留による郵送の方法により提出してください。

- ① 事業者の概要を記載した書類（パンフレット・ホームページURLの添付でも可）
- ② 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- ③ 直近1事業年度分の決算報告書（個人事業主の場合は確定申告書の写しでも可）
- ④ 直近1年間分の納税証明書（課税されている国税及び市税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書）

- ⑤ 既存または新設の看板等に表示する文字形態、文字の大きさ、文字色、マークの形状等を示すもの（任意様式）

(2) 提出部数

各1部

(3) 募集期間等

募集は市ホームページで行い、応募日に応じて以下の日程で選考を行います。なお、必要に応じて、応募期間及び選考日程を個別に設ける場合があります。

第1期：4月1日～7月31日応募 8月選考

第2期：8月1日～11月30日応募 12月選考

第3期：12月1日～3月31日応募 4月選考

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分までとします。

郵送の場合は、市に到着した日を応募日とします。

(4) 提出先

対象施設ごとに、ホームページ掲載資料に記載している提出先とします。

(5) 留意事項

- ① 申込みに係る必要な経費（郵送費等）は、申込者の負担とします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類は返却しません。
- ④ 提出後の辞退は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 提出書類は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。
- ⑥ 提出書類は、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号）の規定に基づき公開することがあります。

## 10 ネーミングライツ・パートナーの選考方法

(1) 選考委員会による審査及び優先交渉権者並びに次点交渉権者の決定

- ① 市が設置する選考委員会において、ネーミングライツ・パートナーとして適当かどうか総合的に審査し、優先交渉権者（応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、市に有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市と契約に係る交渉をすることができる者をいう。以下同じ。）及び次点交渉権者（優先交渉権者の次に市と契約に係る交渉をすることができる者をいう。以下同じ。）を決定します。選考結果については、全ての応募者に文書で通知します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、選考委員会において審査し、優先交渉権者を決定します。ただし、審査の結果、優先交渉権者を決定しない場合もあります。
- ② 優先交渉権者の決定の結果通知後は、特段の事由がない限り、辞退できません。
- ③ 審査は、書類審査を原則としますが、必要に応じ、プレゼンテーションをお願いする場合があります。
- ④ 提案内容により、パブリック・コメントを実施する場合があります。

⑤ 市と優先交渉権者との間で、契約の交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、ネーミングライツ・パートナーを決定し、契約を締結します。

(2) 優先交渉権の取り消し

① 次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者としての決定を取り消すものとします。

ア 応募の提案内容に虚偽の記載があった場合

イ 優先交渉権者が応募者の資格を失った場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、優先交渉権者として相応しくないと市が判断した場合

エ その他の事由により、優先交渉権者が本件契約を締結しない場合

② 優先交渉権者の決定を取り消したときは、次点交渉権者と契約条件に関する交渉を行います。

1 1 ネーミングライツ・パートナーの選考基準

選考の基準については、表のとおりとします。

	評価項目	評価基準
1	応募団体	・ 応募資格に当てはまるか ・ 経営は健全か（ネーミングライツ料の支払能力）
2	愛称案	・ 施設の管理運営に支障が生じないか
3	ネーミングライツ料	・ 市が示すネーミングライツ料や他の応募者との比較
4	施設の魅力向上、地域活性化につながる提案	・ 導入する施設にふさわしい内容か ・ 実現可能な内容か

1 2 契約の締結、公表等

市とネーミングライツ・パートナーとの間で契約締結後、市の広報、ホームページ等により、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を公表します。

1 3 ネーミングライツ料の支払い時期

年度ごとにお支払いいただきます。支払い期日は次のとおりとし、土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日までとします。

初 年 度：契約日から30日以内

2年度目以降：当該年度の4月末日まで

1 4 ネーミングライツの更新

市は、契約期間終了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称が頻繁に変更となる事態を避けるため、ネーミングライツの契約期間終了施設に

においては、現ネーミングライツ・パートナーは選考委員会における審査を実施の上、次期の優先交渉権者となることができます。

## 15 契約の変更

契約期間中、災害や感染症の流行、当初想定していなかった修繕などやむを得ない理由により長期間の閉鎖となるなど、重大な事情の変化が生じた場合には、市とネーミングライツ・パートナーは、契約内容の変更を含めて対応について協議を行うこととします。

## 16 契約の解除

### (1) 解除の要件

市またはネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵等により、愛称の使用が困難となった場合は契約を解除することができるものとし、契約の解除に伴い発生する原状回復に必要な費用は、契約解除の原因を生じさせた者が負担するものとし、詳細は契約書において定めることとします。

### (2) ネーミングライツ料の返還

契約が解除された場合のネーミングライツ料の返還についての詳細は契約書において定めることとします。

## 17 知的財産権

採用された愛称に関する知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属するものとなりますが、市が無償で使用することを認めるものとし、

## 18 リスクの責任分担

新たに設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や採用された愛称に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツ・パートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとし、

また、この場合に市が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、ネーミングライツ・パートナーは、市に対し、これに要した金員その他市が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払うものとし、

## 19 問合せ先

(ネーミングライツ制度に関すること)

我孫子市財政部財政課

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地

電話 04-7185-1442

(募集施設に関すること)

対象施設ごとに、ホームページ掲載資料に記載している問合せ先